

市民活動及び協働の推進についての指針骨子（案）

◎ はじめに（前文）

（仮称）市民活動及び協働の推進についての指針（以下「指針」という。）の策定の趣旨を「はじめに（前文）」として記載する。

- ・鎌倉市の市民活動の歴史
- ・社会情勢と市民活動の必要性
- ・条例制定までの取組み（（仮称）市民活動推進条例検討会）
- ・（仮称）市民活動及び協働の推進についての指針策定までの検討経過と位置づけ
- ・指針の活用と期待すること

1 指針策定の目的

- ・市民の社会活動への参加のニーズに対応するため
- ・市民ニーズの充足や地域の課題解決に対応するため
- ・条例に定められた内容を具体化していくため
- ・市民活動を未来につなげるため
- ・市民活動を鎌倉市内につなげて、活動を広げるため
- ・社会的価値を創造するため

2 市民活動を取り巻く現状と課題

(1) 本市の市民活動の現状

- ・NPO 法人推移、NPO センター登録団体の推移、NPO センター登録団体の活動年数比較、活動分野別一覧等の情報を掲載。市民活動団体調査アンケートの結果を掲載。
- ・アンケート調査による傾向の掲載（市民活動調査アンケート、街頭調査アンケート等）

(2) 本市の市民活動の課題

- ・アンケート調査結果等から記載
- ・中間支援組織である、市民活動センターからのヒアリング

(3) 本市の市民活動の将来像

- ・アンケート調査結果等から記載

3 定義

(1) 市民等

市内に居住し、通勤し、通学し、又は市内で事業を行うものをいう。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・鎌倉のまちに関係する多様な人や団体等が、その役割や立場を理解し、力を合わせることで、活力ある地域社会が創られる。

- ・市民等とは、単に単に地方自治法で定める住民だけではなく、本市の学校や会社に通勤・通学する者、地域活動をしているものや事業者等を含む。

(2) 市民活動

市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

- ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする活動
- イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。

以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動
- ・不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするものこと。
- ・生活する上で困ったことに対して、地域の課題を人任せにするのではなく、自分で何とかしようと考え、動き出すのもの。

【図の挿入①】

ボランティア団体、社会福祉法人、一般社団法人、自治会・町内会等
(自治会・町内会の説明と条例で定める市民活動に該当するケース等の説明)

(3) 中間支援組織

市、市民等及び市民活動を行うもの間に立ち、市民活動が円滑に進むことができるように支援をする組織をいう。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・中間支援組織は、「NPO を支援する NPO」とも呼ばれる。
- ・個々の市民活動団体が活動や事業を始める際や、市民活動や協働を円滑に推進していくためには、様々な支援を行う。
- ・市民活動団体同士、市民活動団体と行政の間にあって、情報の収集・発信、相談・コンサルティング、個人の組織化の支援及び課題を共有する他団体と連携するための機能を担う組織。

(4) 協働

市及び市民活動を行うものが共通の目的を実現するために、お互いが対等の立場に立ち、それぞれの特性を生かし、協力して行動することをいう。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・地域課題や社会的な課題の解決など、共通の目的を実現するために行う。
- ・協働は目的ではなく、あくまでも課題解決のための手段の一つである。

4 役割

(1) 市

- ・市は、つながる鎌倉条例の基本理念にのっとり、市民活動の推進に必要な施策を策定し、実施することにより、できる限り市民活動が活発に行われるための環境の整備をしなければならない。
- ・市は、市職員に対する市民活動及び協働に関する啓発等を実施して、職員一人一人が、市民活動及び協働の重要性の理解を深めるよう努めるものとする。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・できる限り市民活動が活発に行われるために市民活動の推進に必要な施策を策定し、環境の整備を行う。
- ・市職員が、市民活動や協働の重要性について理解することは「魅力と活力にあふれる地域社会の実現」には必要不可欠であることから、市が市職員に対して、市民活動や協働について理解を深めるための研修等を実施し、その重要性について啓発する。

(2) 市民等

- ・市民等は、基本理念にのっとり、市民活動に対する理解を深め、自分たちのまちのことに関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて市民活動に参加、協力するよう努めるものとする。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・市民活動は、強制されるものや束縛されるものではないことが前提。
- ・市民等がまちをつくる一員として、まちのことに関心を持ち、自らできることを考えるとともに、自発的な意思に基づいて、市民活動に参加、協力するよう努めることを示している。

(3) 市民活動を行うもの

- ・市民活動を行うものは、基本理念にのっとり、地域社会の課題を解決するため、知識、経験、地域性及び柔軟性等の特性を生かして行動するとともに、その活動の内容を市民等に広く周知するよう努めるものとする。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・市民活動を行うものは、行政や企業の行動原理とは異なる、知識、経験、地域性及び柔軟性等の特性がある。

- ・特性を生かすことによって、市民活動が地域社会の課題を解決する一翼を担うことができる。
- ・市民活動を行うものが、市民活動を市民等に広く周知することで、市民等が市民活動に興味を持ち、活動が広がることや市民活動に参加するきっかけとなる。

(4) 中間支援組織

- ・中間支援組織は、基本理念にのっとり、市、市民等及び市民活動を行うもの間に立ち、市民活動の推進のために、市民活動を行うものの自立や課題解決のための情報及び技術の提供などを行うとともに、ネットワークの構築とその推進を図るよう努めるものとする。

⇒つながる鎌倉条例

《解説》

- ・市、市民等及び市民活動を行うもの間に立ち、市民活動を推進していくことをいう。

【図の挿入②】

中間支援組織をわかりやすく表現（例示等の記載）

5 市民活動の推進にかかる基本的な考え方

(1) 市民の主体的な活動による課題解決を支援

- ・社会情勢の変化とともに、市民ニーズも多様化しており、そのニーズにきめ細かく速やかに対応できることが市民活動の強みである。
- ・市民自らが主体的に自分の特性や強みを活かし、行動することで、多様化する社会のニーズへの対応や社会課題解決の一翼を担うことが期待される

(2) 市民活動団体の自立を助け、目標達成ができるようにします。

- ・市民活動団体はまだ歴史も浅く、組織や運営の面で不十分な場合もあり、サポートが必要。（育てていく視点やサポート）
- ・市民活動団体といっても、一括りにすることはできず、いろいろなパターンがある。（類型にあったサポートが必要）

(3) つながりを大切にし、活動の輪を広げ、市民活動を未来につなげます。

- ・市民活動は情報を発信し、共感する人を増やすことで、活動の輪を広げてきた。
- ・つながる鎌倉条例では、現在まで行われてきた市民活動を次世代に引き継いでいくことで、より良い鎌倉のまちをつくらうと考えている。
- ・市は市民活動団体を支援するほか、市民活動団体に参加する人を増やし、市民活動団体、中間支援組織、事業者等、多様な主体がそれぞれの特性や強みを生かして、相互にサポートできるようにしていきます。

【図の挿入③】

(過去) 行政ができない部分を市民活動団体が補完する。
(新たな考え方) 市民活動団体ができない部分を行政が補完する。

【図の挿入④】

市民活動を類型化した図。

6 協働推進について

(1) 協働に対する基本的な考え方

- ア より質の高い公共サービスのために協働を推進していきます。
- ・協働がふさわしい事業について、市は市民活動団体等と共に協働を推進していく。
 - ・対等な立場での協働に向けてステップアップができるように必要な施策を市が実施していく。
- イ 信頼関係の構築と役割分担により責任ある協働を推進します。
- ・協働の基盤となる信頼関係を構築する。
 - ・お互いの立場を理解して役割とリスクを分かちあい、対等な立場で協働していく。
- ウ 協働の拡大と充実のため、協働の評価と見直しによる循環を行います。
- ・市の事業への市民の参加・参画や、委託から協働への発展など市側からの協働領域を拡大していく。
 - ・お互いに評価、見直しすることにより、両者の関わり具合をより深めたり、時代やニーズに合った協働となる。

(2) 協働して事業を行う際の原則

ア 対等・相互理解の原則

市及び市民活動を行うものは、対等の立場に立ち、それぞれの特性と役割を理解し、尊重すること。

イ 自主・自立の原則

市及び市民活動を行うものは、信頼関係を構築するとともに、役割分担を明確にし、それぞれが、当該役割に応じた責任を果たすこと。

ウ 目的共有の原則

市及び市民活動を行うものは、目的の実現までの過程を共有すること。

エ 効果・検証

市及び市民活動を行うものは、検証及び見直しを行うことにより、協働事業を充実させること。

【図の挿入⑤】

協働の領域の図

7 具体的な施策について

(1) 活動の場の提供に関すること

- ・市民活動団体の活動拠点の整備
- ・既存施設の活用

(2) 財政的支援に関すること

- ・市民活動団体の活動資金の支援
- ・活動に伴うリスクの負担に対する支援

(3) 情報の提供に関すること

- ・利用できる施設や設備についての情報提供
- ・活動資金確保のために必要な情報の提供
- ・市の事業についての情報提供
- ・市民活動団体の情報の収集と提供
- ・活動に役立つ情報の収集と提供
- ・利用しやすい形での情報提供

(4) 市民活動の啓発及び学習機会の提供、人的支援に関すること

- ・活動を始めるための環境づくり
- ・活動をより充実させるための支援

(5) 市民活動を行うものがその特性を生かせる分野において、市が行う業務への参加機会の提供に関すること

- ・市政への市民参画機会の拡大
- ・市民活動団体が市の事業を行うための新しい仕組みづくり

(6) 中間支援組織との連携に関すること

- ・市民活動団体内のコーディネーターに対する活動支援
- ・市民活動団体の交流や団体同士の支援、他セクターとの連携をスムーズにするネットワークづくり
- ・新しい価値の創造のための支援
- ・市民活動団体に寄り添って共に歩む支援
- ・自主事業の実施

(7) その他市民活動の推進に関し必要な事項

【協働に関すること】

- ・市職員の意識向上（市民活動団体への理解や育てていく視点）
- ・協働に取組みやすい、取り組みたくなる事業の実施
- ・協働事業を行う団体の支援
- ・協働のためのコーディネートの実施
- ・協働事業の定期的な見直しにより予算が循環する仕組みづくり
- ・多様なセクターの連携の推進

【市民活動センターに関すること】

- ・情報、資金、ボランティアなどの社会資源の分配

8 指針の実効性を高めるために

- ・鎌倉市市民活動推進委員会の設置に関する事
- ・施策の検討のための手法について（アンケートやワークショップ等の実施）
- ・庁内の検討組織に関する事